

リーン二相ステンレス圧延鋼材に関する事項

改正規則等

鋼船規則 K 編及び M 編
船用材料・機器等の承認及び認定要領

改正事項

リーン二相ステンレス圧延鋼材に関する事項

改正理由

JIS G4304「熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」及び JIS G4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」においては、ケミカルタンカーの貨物タンク等へ適用されているオーステナイト・フェライト系の二相ステンレス圧延鋼材の鋼材規格について規定されている。当該 JIS 規格において、強度及び耐食性を向上させたスーパー二相ステンレス圧延鋼材及び合金元素を低減させたリーン二相ステンレス圧延鋼材の材料規格を追加する改正が、2015 年 9 月に行われた。

このうち、リーン二相ステンレス圧延鋼材については、本会船級船においても適用実績があり、今後も適用増加が見込まれることから、JIS G4304 及び JIS G4305 を参考に、関連規定を改めた。

また、鋼船規則 K 編に規定されるステンレス圧延鋼材においては、出荷時に硬さ試験を要求しているが、製造方法の承認試験時には要求していない。当該要件についての整合性を図る観点から、製造方法の承認試験の項目に硬さ試験を追加すべく関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次の通り。

- (1) リーン二相ステンレス圧延鋼材の材料記号、化学成分及び機械的性質の規格値を規定した。
- (2) ステンレス鋼用溶接材料に関して、試験材に使用できる鋼種にリーン二相ステンレス圧延鋼材を追記した。
- (3) ステンレス圧延鋼材の製造方法の承認試験の項目に硬さ試験を追加した。

改正条項

鋼船規則 K 編 表 K3.18, 表 K3.19
鋼船規則 M 編 表 M6.43, 表 M6.49
船用材料・機器等の承認及び認定要領 第 1 編 表 1.1-2.